

議案第7号

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和 平

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 加西市国民健康保険条例(昭和42年加西市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

(加西市手数料条例の一部改正)

第2条 加西市手数料条例(昭和42年加西市条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表中16の項及び17の項を削り、18の項を16の項とし、19の項から39の項までを2項ずつ繰り上げる。

(加西市公園墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 加西市公園墓地の設置及び管理に関する条例(昭和56年加西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「

使用料(円)	
本市の住民基本台帳に記録されているもの、本籍を有するもの又は外国人登録法による登録を受けているもの	左に掲げるもの以外のもの

」を

「

使用料(円)	
本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市に本籍を有する者	左に掲げるもの以外のもの

」に改める。

(加西市印鑑条例の一部改正)

第4条 加西市印鑑条例(平成6年加西市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録を受けることができる。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
第 4 条第 2 号中「氏名」の右に「又は通称」を加え、「表わして」を「表して」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 登録番号

第 6 条第 1 項第 3 号中「氏名」の右に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受け
る場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第 11 条第 1 号中「、又は外国人登録原票を閉鎖し、若しくは送付し」を削り、同条第 2 号中「氏名又は氏若しくは名の変更」を「氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したこと又は外国人住民にあつては、法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）」に改める。

(加西市学童保育園の設置に関する条例の一部改正)

第 5 条 加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「、又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定により登録されている者」を「ている者、又は加西市区域外学齢児童生徒就学に関する条例（昭和 60 年加西市条例第 18 号）の規定により就学の許可を受けている者」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(審議資料)

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び外国人登録法を廃止する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が、平成 21 年 7 月 15 日に公布され、施行が平成 24 年 7 月 9 日とされていることに伴い、所要の改正を行うもの

【改正条例】

- ① 加西市国民健康保険条例（昭和 42 年条例第 51 号）
- ② 加西市手数料条例（昭和 42 年条例第 76 号）
- ③ 加西市公園墓地の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 3 号）
- ④ 加西市印鑑条例（平成 6 年条例第 22 号）
- ⑤ 加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年条例第 8 号）